

安倍首相は「長時間労働を是正する。同一労働同一賃金を実現し、非正規という言葉がこの国から一掃する」といい「働き方改革関連法案」を提案した。しかし、その中身は全く逆の長時間労働と格差を固定化するものだ。

立法事実(法律の必要性・根拠)を示すデータはでたらめで、裁量労働制の拡大は取り下げられたものの、スーパー裁量労働制とも言える高度プロフェッショナル制度は残っている。人材活用の仕組みが違えば(総合職と一般職、正規と非正規など)差別的取り扱いも可能な条文も忍ばせてある。「高プロは労働者からの要望」と言いながら、きちんと聞き取り調査していないこと、厚労大臣がろくに答弁できないことなども問題となったが、衆議院では強行採決、参議院に審議が移った。

6月13日、参議院厚生労働委員会は地方公聴会を埼玉県川越市で開催した。

公述人の斉之平伸一さん(三州製菓社長)は「男性正社員中心の働き方ではダメ。残業ゼロ、年休の完全取得をめざして自分も含め社員と男女共同参画推進委員会を作り改善している。オランダのように短時間パートでも時給は正社員と同じという状況に近づいていくべき。女性が働きやすい職場は男性も働きやすい」と発言。中小企業に高プロ対象者はいないという。

佐藤道明さん(連合埼玉事務局長)は「高プロには反対。そもそも自己管理ができる環境なら過労死などの労働実態には



参議院厚生労働委員会 川越地方公聴会

## 誰も望まない高プロを通すのか

なっていない。今必要な制度なのか。年収1075万円が引き下げられ、職種も拡大する危険性がある」とし、「残業時間の基本は年360時間。月100時間未満(法案にある上限規制)まで働かせて良いという基準になってはいけない」と長時間労働に際限がなくなる可能性を指摘した。

高木太郎さん(弁護士)も「高プロには反対。現行法で十分対応でき、立法事実がない。残業代は払わず、成果が出るまで働いて欲しいブラック企業を後押しすることになる。特に、労働時間を企業が把握していなければ、高プロの規定に違反したとき、(一般労働者のように)さかのぼって残業手当を支払うこともできない」。

竹田透さん(労働衛生コンサルタント事務所オークス所長)は、「産業界の権限強化は評価できるが、その分加重負担になるため、研修や報酬の面での支援は必要」と、過労死や労働災害の多さに現実的対応ができるか、事業者がアドバイスに従うか等、問題点を述べた。

公聴会では法案の一部を評価する意見もあったが、高プロの実施を危惧する声が強かった。公聴会はこの1回だけで形式的に行なわれ、政府は6月19日にも強行採決の構えをみせている。会場の外には、過労死を加速しかねない法案に反対する人たちが抗議のプラカードを掲げ、スタンディングを行っていた。

### ●福島みずほ厚労委員のコメント

高プロを積極的に推進する公述人はいなかった。高プロは労働時間が把握されない労働者を誕生させることになり、政令などで対象者が拡大する危険性がある。これでは企業の責任が問えなくなる。違法裁量労働のように「違法高プロ」が発生する危険がある。

上司が高プロで働いていたら、部下も長時間労働にならざるを得ない。一部の人の問題では済まなくなる。労働者は誰も望んでいない。残業代を払いたくない大企業だけが望んでいる制度だ。

(まとめ・夏目みゆき)